

測量法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）（第一条関係）	1
※ 条文は測量法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第五号）による改正後の条文（令和七年四月一日施行）	
○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第二条関係）	2

○測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）（第一条関係）

※条文は測量法施行令の一部を改正する政令（令和七 year 政令第五号）による改正後の条文（令和七年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（参考人に支給する費用） 第十二条 法第五十八条の規定により参考人が請求することができ る旅費及び手当は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿 泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、国家公務員等の旅費に関す る法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費 に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定の例によ り支給するものとする。 （削る）	（参考人に支給する費用） 第十二条 法第五十八条の規定により参考人が請求することができ る旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、その支 給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年 法律第百十四号）の定めるところによる。 2 法第五十八条の規定により参考人が請求することができる手当 は、一日につき千七百円とする。

改 正 案	現 行
（紛争処理の手續に要する費用） 第二十五条 紛争処理の手續に要する費用のうち紛争処理の手續について審査会が必要とする費用の算定は、次の各号に掲げるところによる。 一 委員、特別委員及び指定職員の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当は、中央審査会にあつては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定の例により、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）にあつては当該都道府県の条例の定めるところによる。 二 六 （略） （参考人に支給する費用） 第五十三条 法第四十四条に規定する旅費、日当その他の費用は、国土交通大臣に意見を求められて出頭した参考人に係るものにあつては国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例により、都道府県知事に意見を求められて出頭した参考人に係るものにあつては当該都道府県の条例の定めるところにより、支給するものとする。	（紛争処理の手續に要する費用） 第二十五条 紛争処理の手續に要する費用のうち紛争処理の手續について審査会が必要とする費用の算定は、次の各号に掲げるところによる。 一 委員、特別委員及び指定職員の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料は、中央審査会にあつては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の定めるところにより、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）にあつては当該都道府県の条例の定めるところによる。 二 六 （略） （参考人に支給する費用） 第五十三条 法第四十四条に規定する旅費、日当その他の費用は、国土交通大臣に意見を求められて出頭した参考人に係るものにあつては国家公務員等の旅費に関する法律の定めるところにより、都道府県知事に意見を求められて出頭した参考人に係るものにあつては当該都道府県の条例の定めるところによる。